

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

平成 20 年 8 月
国土交通省総合政策局

1. 背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）では、船舶からのふん尿等の排出方法について一定の規制を行っているところ、そのうち「海面下に排出すること」という基準については、水中翼船のような航行形態の特殊な船舶が対応することは困難であるため、今般、海洋汚染の防止の観点から技術的な検討を行った結果を踏まえ、海面より上の位置からふん尿等を排出する場合の排出基準の特例を設けるものである。

2. 改正の概要

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）別表第 2 で定められている、一定の総トン数又は最大搭載人員の船舶に対する未処理のふん尿等（総トン数 400 トン以上又は最大搭載人員 16 人以上の国際航海に従事する船舶にあっては、ふん尿等処理装置のみにより処理されたふん尿等を含む。以下同じ。）の排出方法に関する基準について、国土交通省令で定める一定の排出率以下の排出率で排出する場合には、海面より上の位置から未処理のふん尿等を排出することができる旨の特例を設けるものである。

<船舶からの未処理のふん尿等の排出方法>

(現 行)		(改 正 後)	
総トン数400トン以上 又は最大搭載人員 16人以上の国際航 海に従事する船舶	イ 海面下に排出すること ロ 4ノット以上で航行中 に排出すること	総トン数400トン以上 又は最大搭載人員 16人以上の国際航 海に従事する船舶	イ 海面下に排出すること (国土交通省令で定める 排出率以下の排出率で 排出する場合は、海面 より上の位置から排出 することが可能) ロ 4ノット以上で航行中 に排出すること
最大搭載人員100 人以上の国際航海 に従事しない船舶 (特定沿岸海域*にお いて排出する場 合に限る。)	イ 粉碎して排出すること ロ 海面下に排出すること ハ 3ノット以上で航行中 に排出すること	最大搭載人員100 人以上の国際航海 に従事しない船舶 (特定沿岸海域にお いて排出する場 合に限る。)	イ 粉碎して排出すること ロ 海面下に排出すること (国土交通省令で定める 排出率以下の排出率で 排出する場合は、海面 より上の位置から排出 することが可能) ハ 3ノット以上で航行中 に排出すること

*港則法の港の区域、海岸の低潮線（港則法の港にあってはその境界）から1万メートル以内の海域、伊勢湾及び瀬戸内海をいう。

3. スケジュール（予定）

事務次官等会議：平成 20 年 9 月 11 日（木）
閣 議：平成 20 年 9 月 12 日（金）
公 布：平成 20 年 9 月 18 日（木）
施 行 期 日：公布日に同じ

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案について

平成20年7月30日
大臣官房運輸安全委員会準備室

1. 改正の背景

第169回国会において、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組する等の措置を講ずる「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第26号。以下「改正法」という。）が成立し、平成20年5月2日に公布されたところです。

今般、改正法の施行に伴い、所要の整備等を行うこととしています。

2. 改正の概要

(1) 海難審判法施行規則（昭和23年運輸省令第8号）の一部改正

① 重大な海難

海難審判法第16条第1項に規定する重大な海難として、次に掲げるものを定める。

- ・ 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生したものの
- ・ 5人以上の死亡者又は行方不明者が発生したものの
- ・ 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたものの など

② 審判不要処分

理事官の調査の結果、海難が海技士等の職務上の故意又は過失によるものではない場合に、審判不要の処分を行うものとする。

③ 指定海難関係人の指定

改正前の海難審判法においては、受審人以外の海難原因に関係のある者について、勧告を必要と認める者を指定海難関係人に指定していたが、改正法により勧告制度が廃止されたため、受審人以外の当事者であって受審人に係る職務上の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するため必要と認める者を指定海難関係人に指定するものとする。

④ 映像等の送受信による通話の方法による尋問

審判廷における尋問について、証人、鑑定人、受審人又は指定海難関係人が遠隔地に居住しているときその他審判長が相当と認めるときは、映像等の送受信による通話の方法による尋問を行うことができるものとする。

⑤海難審判庁事務章程の規定の移管

海難審判庁事務章程(昭和23年運輸省令第9号)第9条、第10条、第18条、第21条から第29条及び第34条から第36条の規定を海難審判法施行規則に移管する。

⑥海事補佐人登録規則の規定の移管

海事補佐人登録規則(昭和23年総理庁・運輸省令第12号)の全部の規定を海難審判法施行規則に移管する。

⑦海難審判庁の裁決書の謄本等交付手数料に関する規則の規定の移管

海難審判庁の裁決書の謄本等交付手数料に関する規則(昭和23年総理庁・運輸省令第9号)の全部の規定を海難審判法施行規則に移管する。

⑧海難審判法改正に伴う海難審判法施行規則の規定の削除

参審員(第6条、第8条から第10条、第29条、第38条、第46条、第48条)、簡易審判(第19条、第28条、第30条、第52条、第57条)、審判開始の申立てを行わなかった事件の報告書(第25条)、第二審の審判手続(第62条から第67条)、異議の申立(第68条から第74条)、裁決の執行(第75条から第77条)に係る規定等を削除する。

(2) 海難審判庁事務章程等の廃止

「海難審判庁事務章程」、「海事補佐人登録規則」及び「海難審判庁の裁決書の謄本等交付手数料」に関する規則を廃止する。

(3) 航空・鉄道事故調査委員会設置法第二条の二第四項の国土交通省令で定める重大な事故及び同条第五項の国土交通省令で定める事態を定める省令(平成13年国土交通省令第124号)の一部改正

①題名の変更

題名を「運輸安全委員会設置法施行規則」に改める。

②鉄道事故に該当する事案の追加(第1条第2号関係)

運輸安全委員会設置法第2条第3項の国土交通省令で定める重大な事故として、「鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるものであって、死亡者を生じたもの」を追加する。

③船舶事故の兆候(第3条関係)

運輸安全委員会設置法第2条第6項第2号の国土交通省令で定める事態として、次に掲げるものを定める。

・船舶が運航不能となった事態(航行に必要な設備の故障、船体の傾斜、機関の

運転に必要な燃料又は清水の不足)

- ・船舶が乗り揚げたものの船体に損傷を生じなかった事態
- ・これらのほか、船舶の安全又は運航が阻害された事態

(4) 船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)の一部改正

○航行に関する報告書の提出数の変更(第14条第1項関係)

海難が発生した場合に調査を実施する機関が、運輸安全委員会と海難審判所の2つに分かれるため、船員法(昭和22年法律第100号)第19条に定める報告について、船長が地方運輸局長又は指定市町村長に対し提出する報告書を2通から3通に改めるものとする。

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成20年9月上旬

施 行 : 平成20年10月1日